

改めて
知りたい

市議会のしくみ



市議会の役割や、市長・市民との関係など、市議会のしくみについてお伝えします。

市議会とは？

私たちが住んでいる流山市を暮らしやすいまちにするにはどうしたら良いか、約20万人の市民全員が一度に集まって会議をすることはできません。

そこで、市民の中から代表を選挙で選び、代わりに話し合ってもらいます。この代表者が議員で、議員が集まって話し合う場を**議会**といいます。

市議会議員とは？

市議会議員は、選挙によって選ばれた「市民の代表」です。**議員**は、4年ごとに行われる選挙で選びます。

(次回の選挙予定：令和5年4月)

満25歳以上の選挙権*のある人なら、市議会議員に立候補できます。流山市議会議員の定数は、条例で**28名**と定めています。

*市議会議員選挙の場合、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市町村に住所のある者



市議会の役割、市長・市民との関係とは？

市長

市長は、市民の暮らしを良くするために、事業計画を立て、必要な予算を組んで、実際の市政運営を担当します。

このことから、市長は「**執行機関**」と呼ばれています。

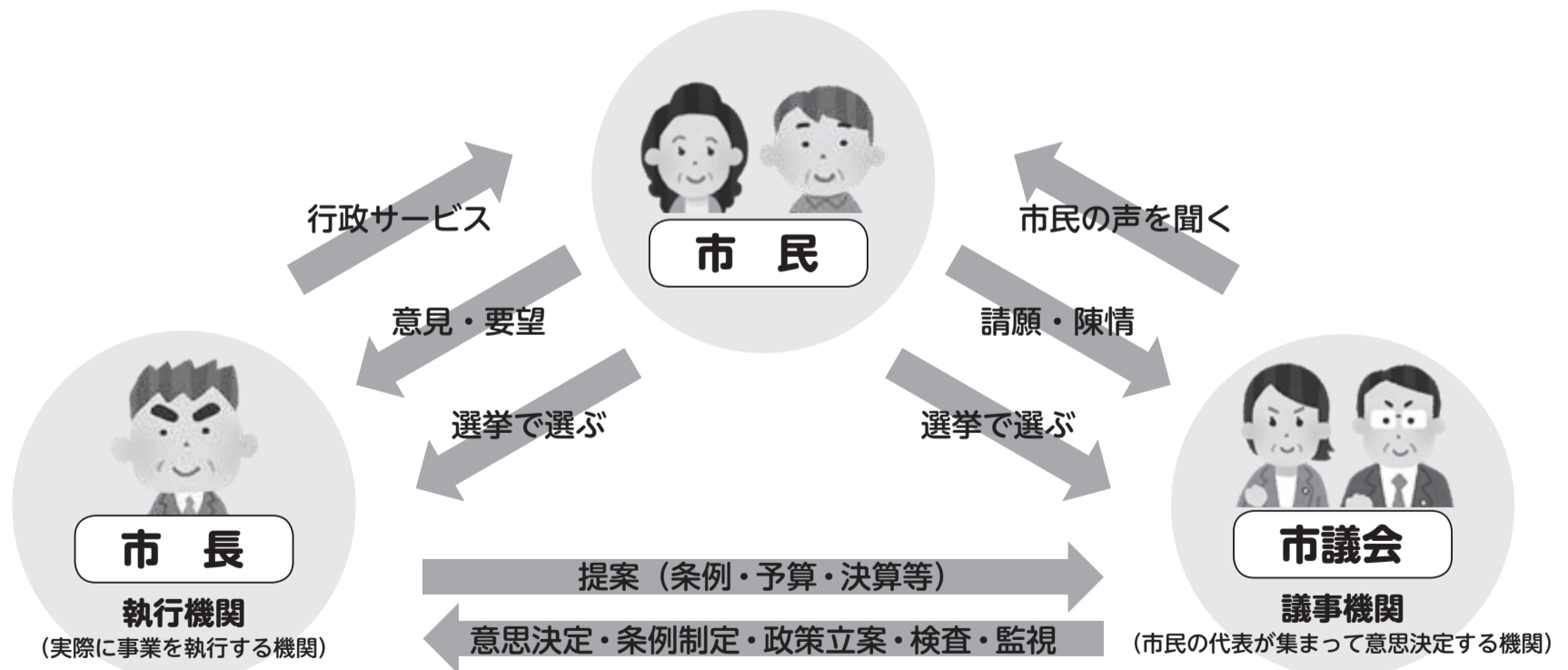


市議会

議員で構成する市議会は、「**議事機関**」と呼ばれています。「**議事**」とは、議決とこれに至る審議の過程のことです。「**議決**」とは、議会全体の意思決定のことで、市政を進めていく上で市民生活に関する重要な案件については、議決が必要です。

市議会の役割は、おおむね以下のとおりです。

- (1) 議事機関として、議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 執行機関の事務の執行について、監視および評価を行うこと。
- (3) 市政の課題に関し、政策の立案および提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議などにより、国などに意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった市政の課題、審議などの内容について、市民に説明を行うこと。



「**執行機関**」である市長と、「**議事機関**」である議会を構成する議員は、市民が直接選挙で選びます。これを、「**二代表制**」といいます。

市長と市議会は、独立・対等の立場にあり、互いに協力・けん制しながら市政の発展のために活動しています。

意見書

国・県